

マイナンバー対策は、まだまだとお考えのお客様に・・・ マイナンバー制度対策のご案内



マイナンバーは、うちの会社でも必要なの？



マイナンバーの具体的対応策は？

マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です。

【安全管理措置】
○事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
○中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。

基本方針の策定
取扱規程等の策定

＜組織体制例＞
責任者○○課長

事務取扱
担当○○口係

事務取扱
担当等▲▲

会社

組織的安全管理措置
人的安全管理措置
物理的安全管理措置
技術的安全管理措置

内閣官房HPより

私達に、ご相談ください！
お役立ちさせていただきます。



マイナンバー制度の施行に向け準備を進めてください

まず、対象業務を洗い出した上で、組織体制や個人番号利用開始までのスケジュールの整理など対処方針を検討し、組織として決定してください。

個人番号の扱い	利用場面の例	対象業務の例	対処方針を決めるべき項目例
取得（本人・扶養家族）	入社	納税手続	社内規程の見直し（基本方針、取扱規程）
安全管理措置	身上関係 変更・届出 住所変更等	年末調整 源泉徴収 等	システム対応（改修等）
保管	休職・復帰	社会保険 関係手続	安全管理措置（組織体制、担当者、区域管理、漏えい防止、アクセス制御など）
利用	退職異動 （入社、出向 等）	雇用保険、 健康保険、 厚生年金 保険等	社員研修・勉強会の実施
提供	証明書発行		
開示・訂正・利用停止			
廃棄	還社		

詳細は、特定個人情報保護委員会のガイドライン等で確認してください。

内閣官房HPより

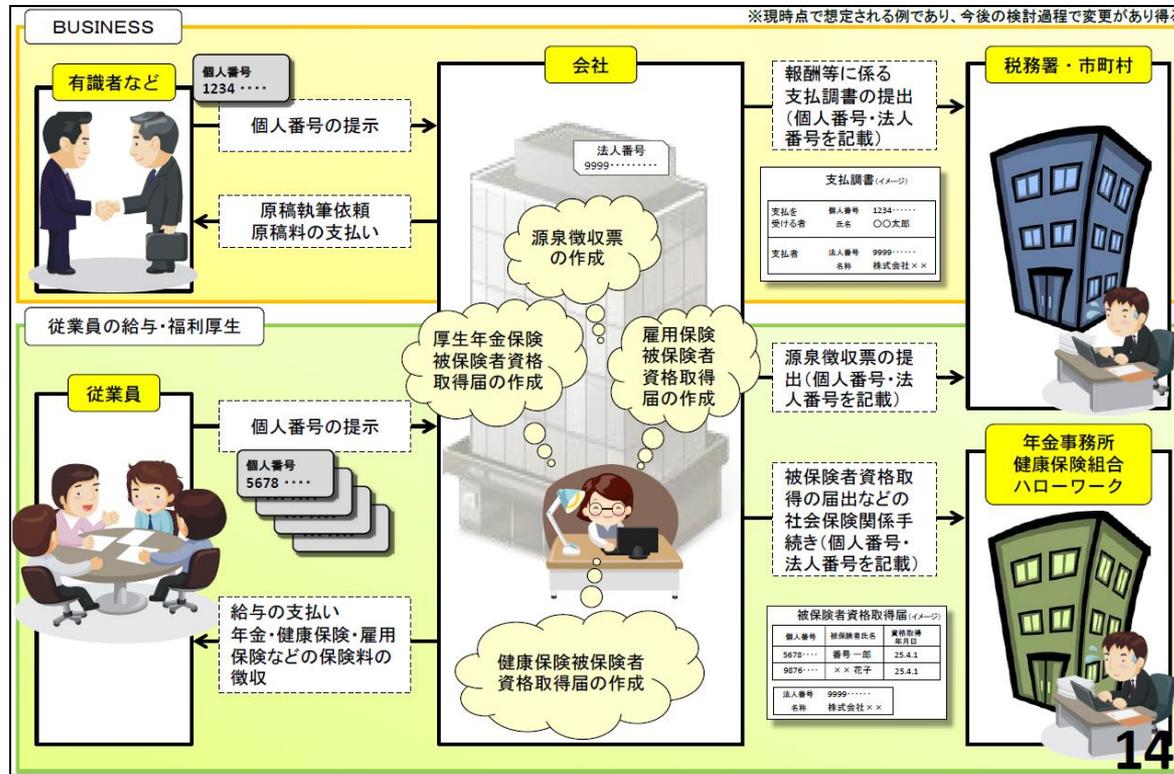


マイナンバー対策は、我が社のような中小企業には必要ないよなあ・・・



社長！社員が一人でもいれば、対応が必要ですよ！

会社は社員から個人番号を提出してもらい、**所得税、住民税、健康保険・厚生年金保険、雇用保険、労災保険等**の各申請業務などで使用します。



マイナンバー概要資料 内閣官房 平成26年11月版

実際、2016年1月から法定証書に個人番号が必要になる予定です。



具体的対策は、何をすれば良いか？わからん・・・



社長！まずは、マイナンバーは重要なものだと認識してください。それ故、個人番号を含む個人情報（特定個人情報）の保護のため、不当な提供、不当な取得等には、厳しい罰則があります。番号法では、会社の規模に関係なく、罰則が適用されますよ。

内閣官房HP よくある質問（FAQ） A5-8



具体的対策です

1. セキュリティ対応



個人番号が漏えいしないための仕組みと対策



具体的対策です

2. 業務対応 (標準化)



個人番号が発生することによる業務効率の追求と変更への対応（給与・人事関係の業務）

組織的安全管理措置

人的安全管理措置

物理的安全管理措置

技術的安全管理措置

番号収集
本人確認

番号保管

番号利用

番号廃棄

基本方針の策定

取扱規程の策定

セキュリティを保持し、いかに効率的に業務に対応するかが必要となります。



マイナンバー対策の必要性は、理解できたがもう少し詳しく知りたい・・・



内閣府のホームページに、わかりやすく案内されていますよ。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

内閣官房
Cabinet Secretariat

マイナンバー制度のお問い合わせは0570-20-0178まで

文字サイズの変更 小 中 大

マイナンバー

社会保障・税番号制度

国民生活を支える社会的基盤として、
社会保障・税番号制度を導入します。

マイナンバー

トップページ 社会保障・税番号制度とは 事業者のみなさまへ 地方公共団体のみなさまへ よくある質問(FAQ) 関係法令 個人情報の保護 過去の経緯



または、イーグル事務機に、ご相談ください！
詳しい資料をお届けにあがります。

イーグル事務機株式会社

電話:048-251-2248

FAX:048-256-0184